

大阪市告示第899号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年6月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和6年7月1日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和6年7月8日（月）	
	令和6年7月15日（月）	
	令和6年7月22日（月）	午前7時から 午後9時まで ※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第9条第1項の規定による供用時間どおり開場する。
	令和6年7月29日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和6年7月20日（土）から 同月21日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和6年7月23日（火）から 同月28日（日）まで	※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公

	令和 6 年 7 月 30 日 (火) から 同月 31 日 (水) まで	園条例第 9 条第 1 項の規定による供用時間どおり開場する。
鶴見緑地庭球場	令和 6 年 7 月 2 日 (火)	午前 9 時から 午後 10 時まで
	令和 6 年 7 月 5 日 (金)	
	令和 6 年 7 月 9 日 (火)	
	令和 6 年 7 月 12 日 (金)	
	令和 6 年 7 月 16 日 (火)	
	令和 6 年 7 月 19 日 (金)	
	令和 6 年 7 月 23 日 (火)	
	令和 6 年 7 月 26 日 (金)	
	令和 6 年 7 月 30 日 (火)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)